

広域通信制高校に関する集中改革プログラム

～ 我が国の広域通信制高校の教育・運営の改善に向けて ～

平成28年3月30日

文部科学省

広域通信制高校の教育運営改善緊急タスクフォース

平成28～30年度における『集中改革プログラム』の全体構造

第Ⅰ部 ウィッツ青山学園高等学校の問題に係る対応 p 3

概要

生徒が、高校側の違法・不適切な対応によって過度な不利益を被らぬよう、卒業見込み生や在校生などを救済するための『回復措置』の実施

- 【対策①】 平成28年3月末の卒業見込み生に対する緊急的かつ特例的な救済策
- 【対策②】 主に1、2年次生などの在校生に対する回復措置及び転学支援
- 【対策③】 過年度卒業生に対する回復措置の提供
- 【対策④】 所轄庁における指導監督体制の強化
- 【対策⑤】 ウィッツ青山高校生に対する高等学校等就学支援金にかかる対応

第Ⅱ部 高等学校等就学支援金事務の適正化に向けた対策 p 11

概要

就学支援金の虚偽申請等の『不正防止』とともに、都道府県による実地検査の実施など『チェックの強化』の推進

- 【対策①】 虚偽申請等の不正防止策
- 【対策②】 都道府県におけるチェックの強化
- 【対策③】 就学支援金制度の厳格な運用

第Ⅲ部 広域通信制高校における質の確保・向上方策 p 15

概要

教職員の体制や面接指導・添削指導・試験の適正な実施方法等について定める『ガイドライン策定』とともに、徹底した実態把握を行う『全国調査実施』や国・所轄庁等による生徒・保護者等への『積極的な情報公開』の推進

- 【対策①】 広域通信制高校の質確保・向上のためのガイドラインの策定
- 【対策②】 広域通信制高校に関する徹底的な実態把握・点検調査の実施
- 【対策③】 全国的に展開する広域通信制高校への指導監督・評価の仕組みの検討
- 【対策④】 情報公開の積極的な推進

第 I 部

ウィッツ青山学園高等学校の問題に係る対応

1-1. ウィッツ青山学園高等学校の問題に関するこれまでの経緯等

【問題発生前】

- 平成15年 構造改革特別区域法に基づく「学校設置会社による学校設置事業」の制度化
- 平成17年 株式会社ウィッツが設置するウィッツ青山学園高等学校（以下「ウィッツ青山高校」という。）が開校
- 平成24年 構造改革特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）における学校設置会社による学校設置事業に対する「是正」の決定

【問題発生後】

平成27年

12月8日 **高等学校等就学支援金の申請に関し、ウィッツ青山高校の生徒の詐欺容疑で、東京地検特捜部が強制捜査を実施**

月日	文部科学省	伊賀市
平成27年 12月24日	第1回 広域通信制高校緊急タスクフォース（座長：義家文科副大臣） ⇒ 今後の検討の方向性等に関する確認 等	
平成28年 1月19日	第2回 広域通信制高校緊急タスクフォース ⇒ NHK学園高校からのヒアリング 等	伊賀市意育教育特区学校審議会① ⇒ ウィッツ青山高校関係者からのヒアリング 等
26日	堂故大臣政務官から、伊賀市長への実態解明と改善策の提出を要請	
2月10日		伊賀市意育教育特区学校審議会② ⇒ ウィッツ青山高校からの改善計画案の聴取・審議
3月2日	第3回 広域通信制高校緊急タスクフォース ⇒ 地教行法に基づく伊賀市に対する指導内容の検討、提示 （※学習実態の把握、回復措置の実施、新規生徒募集の再考を促す等）	
3日		伊賀市意育教育特区学校審議会③ ⇒ 緊急答申案を審議、提案
7日		伊賀市長から、堂故大臣政務官への報告と今後の対応に係る協力要請
14日		伊賀市意育教育特区学校審議会④ ⇒ 最終答申に向けた審議 等
17日	第4回 広域通信制高校緊急タスクフォース ⇒ 生徒の緊急的かつ特例的な救済策の検討、提示	
18日		伊賀市意育教育特区学校審議会⑤ ⇒ 最終答申案を審議、提案
3月30日	第5回 広域通信制高校緊急タスクフォース ⇒ ①ウィッツ青山高校問題への対応策、②就学支援金不正受給の防止策 ③広域通信制高校の教育改善からなる 改革方策を検討、提示	伊賀市において回復措置に着手（3/27-3/29、3/29-3/31）

指導通知

ウィッツ青山高校において新規生徒募集を停止（3/5）

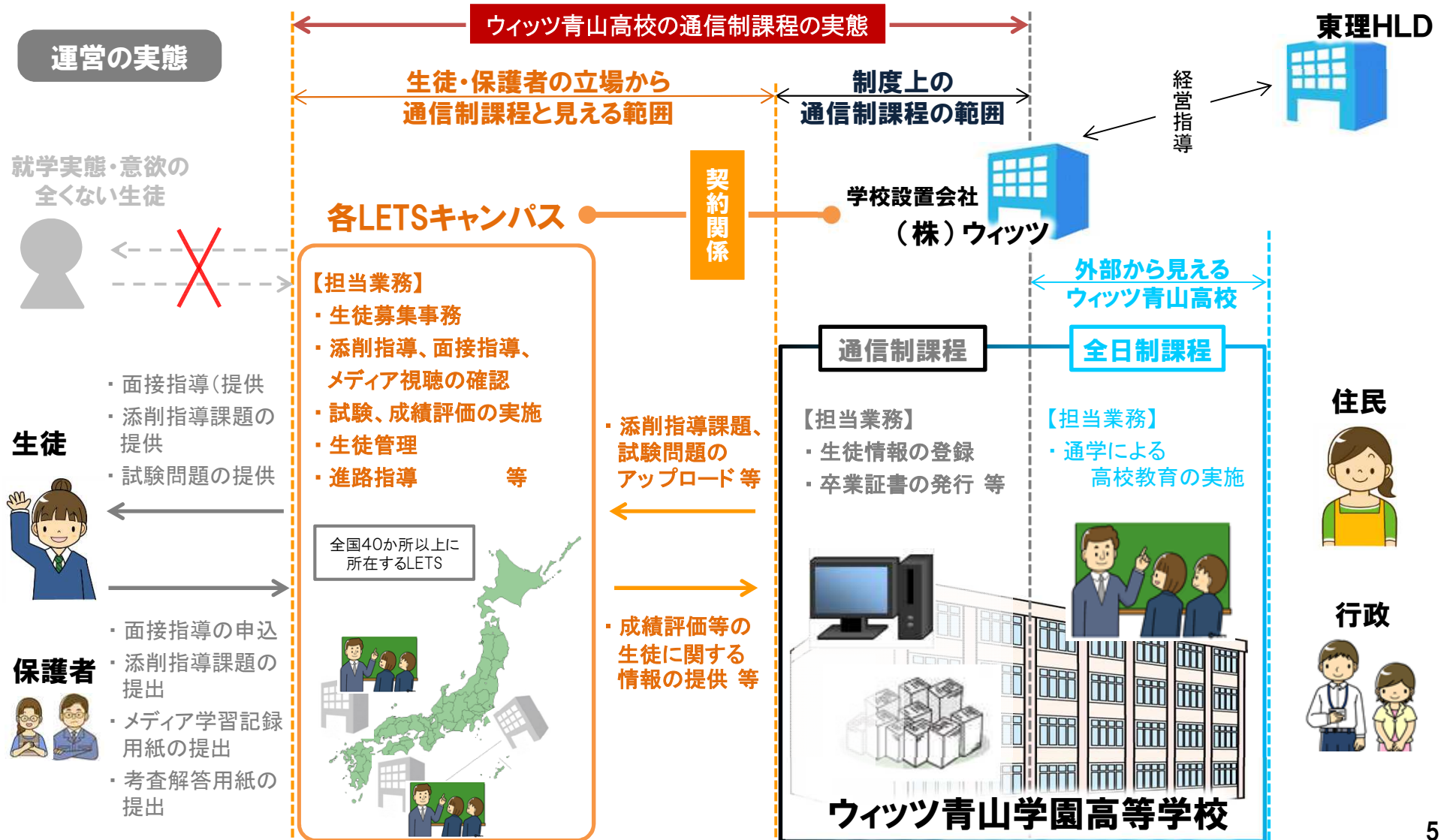
救済策

集中改革プログラムに基づき、順次実施

1-2. ウィッツ青山高校の通信制課程に関する教育運営の実態と主な問題点

主な問題点

- ウィッツ青山高校の通信制課程には、本校で通信教育を実施する体制がなく、実態は、LETSキャンパスにおいて、ほぼすべての教育活動が行われ、本校は報告を受けるのみで、生徒の学習実態を正確には把握していなかったものと考えられる。
- 生徒はLETSを高校と認識して学んでおり、外部の者は全日制部分を高校と認識していたため、本校における通信制課程に活動実態がほぼなかったことが外からは見えにくくなっていったものと考えられる。



1-3. ウィッツ青山高校で生じた課題の整理（過去との比較）

事項	過去に判明した課題(H23年調査、H25年調査等)	今般生じたウィッツ青山高校問題での課題	
広域通信制高校	管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 添削指導や面接指導、試験を全国各地の提携する民間教育施設に委託し、学校とは雇用関係がなく、かつ担当する教科の免許を有しない職員がこれを行っている例もあった。(H23) ○ 学校設置会社による学校設置事業と民間教育施設による教育事業とが混然一体化している様子が見受けられた。(H23) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同校では、本校で通信教育を実施する体制がなかった。 ● 実態は全国40カ所以上に設置されたサポート校であるLETSキャンパスで、ほぼ全ての教育活動が実施されていた ● 本校はその報告を受けるのみで、生徒の学習状況も正確には把握していなかった。 ● 教員免許の失効した者が授業を実施していたことが、H27年11月に発覚した。
	教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ メディアを利用した面接指導について、9割の株立学校がこの仕組みを取り入れているが、そのうちの半分の学校については、視聴確認や成果の評価を行わないままに面接指導等の時間数の免除を行っている状況が見られた。(H23) ○ 特区区域外にあるサポート校において面接指導等を実施している株式会社立高校は12校(全21校)。(H25) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同校では、年間指導計画等が作成されていなかった。 ● 面接指導では、高校学習指導要領が示す各教科・科目の目標・内容等に照らして著しく不適切な活動が明らかになったが、これらはLETSキャンパスごとに実施されており、本校では面接指導の具体的な内容が正確に把握できていなかった。
	所轄庁の指導監督	<ul style="list-style-type: none"> ○ 85%の自治体において、株立学校の事務を扱う担当者に教育事務の経験を有する者が含まれておらず、75%の自治体において専門的知見や経験の不足を指摘している。(H23) ○ 職員に教育行政経験がなく、かつ、助言体制等を取っていない団体は9団体。うち、体制強化を図る予定がない団体は6団体。(H25) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同校の所轄庁である伊賀市のこれまでの指導監督体制は、専任スタッフが置かれていないなど極めて脆弱であり、十分な指導監督を行うことができていなかった。 ⇒ ウィッツ青山高校問題に対応するための専任職員2名を増員
構造改革特区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校設置会社が特区の区域外に設置する学習施設や提携する民間教育施設において添削指導等を実施している事例が見られた。(H23) 	<ul style="list-style-type: none"> ● H28年2月10日の伊賀市審議会において、(株)ウィッツから、特区法で求められているにもかかわらず、「現行の役員には、学校経営をするために必要な知識と経験を有した者はおりません」との報告あり 	
高等学校等就学支援金	<ul style="list-style-type: none"> ○ H22年、茨城県大子町のルネサンス高校がウェブサイト上にて、就学支援金についてあたかも「特典」であるかのように不適切に表示する等の事案が発覚。 ※ 本広告が認定地方公共団体の指導を受けて取りやめられていることから、改めてルネサンス高校に対し景品表示法の規定に基づく消費者庁の処分は行われず。 	<ul style="list-style-type: none"> ● H27年12月、高等学校等就学支援金の申請に関し、同校生徒の詐欺容疑で東京地検特捜部の捜査を受け、H28年3月現在も捜査は継続中。 	

【対策①】平成28年3月末の卒業見込み生に対する緊急的かつ特例的な救済策

(第4回緊急TFで決定)

[回復措置(※)に係る組織の設置及び回復措置の実施、卒業認定]

1. 文部科学省として、三重県及び全国高等学校通信制教育研究会(以下「全通研」という。)の関係者の参画も得て、ウィッツ青山高校の在校生・卒業生に対する回復措置※に係る組織(以下「委員会」という。)を伊賀市主導で3月中に設置するよう伊賀市に要請。

※ 同校において高等学校学習指導要領に基づいた面接指導を受けていなかった者に対して、適切な指導体制の下で、高等学校学習指導要領に基づいた面接指導を受講させること

(委員会の運用の仕組み、回復措置の進め方等)

- 委員会においては、文部科学省の指導助言の下、生徒の学習状況を踏まえて回復措置の内容(面接指導の内容・時間数等)を確定する。
⇒ **伊賀市において「ウィッツ青山学園高等学校生徒の履修認定委員会」を設置(3月24日)**
- 既に学習状況が明らかになっている一部の生徒から、3月末頃までに回復措置に着手し、委員会により回復措置の受講が完了したと認定された者に対して、ウィッツ青山高校による卒業認定を行う。
⇒ **伊賀市会場で3月27日～29日、東京会場で3月29日～31日に実施**

2. また、各教科・科目の回復措置の内容の確定について必要な支援を行うとともに、全国複数箇所で回復措置が実施できるよう、全通研に対して協力を依頼。 ⇒ **義家副大臣から協力要請(3月16日)、全通研は回復措置に協力**

[進学予定者に対する緊急的かつ特例的な措置]

3. 文部科学省として、平成28年3月31日にウィッツ青山高校を卒業する見込みであった者であって、上記回復措置を受け、同校の卒業の認定を受けることが予定されているものについて、入学資格が認められるよう措置を講ずる。なお、当該措置は、本年4月1日から9月30日までの間、その効力を有することとする。
⇒ **文部科学大臣決定により措置(3月中)**

[就職予定者に対する配慮の要請等]

4. 就職予定者については、文部科学省から各経済団体に対して文書を発出し、ウィッツ青山高校の生徒が不利益に取り扱われることがないよう要請。 ※ 日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、全国中小企業団体中央会
⇒ **文部科学省から日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、全国中小企業団体中央会に対して要請**
5. さらに伊賀市からも、ウィッツ青山高校の本年度卒業見込みの生徒が進学を予定している大学等及び就職を予定している企業等に対して、文部科学省からの文書等を添付した上で、同校の生徒が不利益に取り扱われることがないよう求める文書を発出するなどの働きかけを行うよう、伊賀市に要請。
⇒ **文部科学省から伊賀市に対して通知を発出し、対応を要請(3月18日)**

【対策②】主に1、2年次生などの在校生に対する回復措置及び転学支援

[文部科学省の対応]

- ウィッツ青山高校に在籍していた者に他の高校が途中年次の入学を許可する際の留意事項について全ての所轄庁や設置者に対して周知。 ⇒ **文部科学省から通知を发出(3月24日)**

- ・ ウィッツ青山高校で修得したとされる単位を高校の全課程の修了を認めるために必要な単位に加えようとする場合は、当該受け入れ先高校等における適切な指導体制の下での回復措置の実施、又は伊賀市や他の高校等で実施される回復措置の受講状況を確認した上で行うこと
- ・ 受け入れ先高校等で回復措置を実施しようとする場合は、伊賀市に対して情報提供を行うこと
- ・ ウィッツ青山高校の問題を踏まえ、学校教育関係法令に基づかない民間施設において、高校教員ではない者や校長の監督権が及ばない者が、学校教育活動を行うことはできないことに留意すること

[伊賀市への対応要請] ⇒ **伊賀市に対して随時対応を要請**

- 4月1日時点での在校生への指導体制について、伊賀市として、他の通信制高校における指導体制等に鑑み不十分と判断する場合は、求められる教員数等を示した上で、それらが配置されるまでは、学校教育活動を行うことは適切ではないとウィッツ青山高校を指導すること
- 在校生について、適切な教育を受ける機会の保証という観点から、生徒の希望を踏まえつつ、全通研等の協力も得て、できる限り積極的に転学の支援を行うこと
- 転学した生徒については、回復措置を受講しなければ、受け入れ先の高校等でウィッツ青山高校での修得単位が認められないため、転学した生徒の回復措置の受講状況を取りまとめ、必要に応じて受講を促すこと
- 仮に4月1日時点でウィッツ青山高校において法令に基づいた適切な教育を行うことができる指導体制が整った場合でも、同校における教育の実施状況や在校生の回復措置の受講状況等について厳しく指導監督すること

※ なお、来年度入学予定の生徒の状況を把握し、ウィッツ青山高校の状況等について適切な説明がなされるよう対応するとともに、他校への転学等についても相談に応じること

【対策③】 過年度卒業生に対する回復措置の提供

- 伊賀市において、ウィッツ青山高校の過年度卒業生についても、回復措置の実施等について可能な範囲で情報提供を行い、回復措置の受講を希望する者がいる場合には、適宜受講機会の提供に努める。

⇒ **文部科学省から伊賀市に要請**

【対策④】 所轄庁における指導監督体制の強化

- 伊賀市において、高等学校の通信制の課程の教育行政を経験している者を採用するなど、教育事務に係る指導助言体制の強化を図る。⇒ **文部科学省から伊賀市に通知を発出(3月2日)**

- なお、伊賀市意育教育特区学校審議会答申では、伊賀市に対して以下の2点が求められている。

- 高校教育に関する知識や経験のある者、できれば通信制課程に対しての知見のある者を指導員として登用し、高校における教育の実施状況を平素から指導監督すること
- 設置認可者が知らないうちに学校設置会社の役員が交代していること、生徒数に対する適正教職員の確保に対する指導が不十分であったこと、LETSキャンパスにおける指導教育実態の把握が十分できていなかったことなどを踏まえ、適正な学校運営を促すための例規整備を行うとともに、その指導監督を行う人員の増強を行うなど体制強化を図ること

【対策⑤】ウィッツ青山高校生に対する高等学校等就学支援金にかかる対応

- 緊急点検において受給資格がないことが報告された5名については、不正利得の徴収を実施する。
- ウィッツ青山高校の生徒については、申請書の内容に偽りや誤りの記載がないか改めて確認を行う。
(卒業生においても可能な限り確認する)
- 伊賀市が講じる回復措置の対象となる生徒については、申請内容の確認を行った上で、就学支援金を支給する。
一方で、在学実態がない生徒については、伊賀市の指導に基づく調査を踏まえ、個別に判断することとし、それまでの間は就学支援金の支給を留保する。
- 捜査によって新たな不正等が発覚した場合には、発覚した事案を踏まえ厳正に対処する。

⇒ 文部科学省から就学支援金を支給する三重県に依頼し、同県で実施

第Ⅱ部

高等学校等就学支援金事務の適正化に向けた対策

II-1. 高等学校等就学支援金事務に係る課題

- 緊急点検において、以下の課題や不適切な事案がみられた。
 - ・ **関係する教職員、生徒への周知が十分に行われていない**
教職員に対して定期的に周知していない場合や、生徒への資料に受給資格のうち、所得制限の説明のみの場合もあり、周知が十分になされていなかった。
 - ・ **事務処理上の誤り等**
 - －就学支援金の支給に関する事務処理の誤り(7道県)
 - －就学支援金相当額の還付等の遅れ(20校)
 - －授業料を誤って過大に徴収(1校)、書類等の不備(5校)
 - ・ **ウェブサイト等での不適切な表示や誤った表示**
授業料に就学支援金の対象とならないサポート校の費用を内包していたり、就学支援金が「特典」であるかのように不適切にウェブサイト上で表示されている等、13校(延べ数)で不適切な事例がみられた。
 - ・ **約半数の学校で就学支援金事務に関する実地検査がなされていない**
広域通信制高校に就学支援金を支給する33団体中、26団体で実地検査が実施されていたが、7団体では実施されていなかった。学校数で見ると、私立34校(私立の41%)、株立12校(株立の63%)は一度も実地検査を受けていなかった。
 - ・ その他
今回の緊急点検を通じて特区外での教育実施(1校)や、特区外で教育実施が可能な学則の記述(1校)がみられた。

II-2. 就学支援金事務の適正化に向けた対策

1. 虚偽申請等の不正防止策

(1) 申請様式の改善（措置済み）

省令改正によって、申請様式を改め、

- ① 申請様式冒頭で記載内容が事実に相違ないこと、不正に受給させた場合には刑罰に処せられることを必ず確認するためのチェックボックスを新たに設けること、
- ② 既卒者等が対象外であることを記入欄直上に明記すること、
により、虚偽申請等の防止を図る。

(2) 受給要件、罰則規定等に関する教職員、生徒への周知徹底

改めて各都道府県に通知するとともに、担当者会議を開催して周知徹底を依頼。

その中で、各学校に対しても、配布資料やウェブサイト等の説明等において、受給資格要件や罰則規定を適切に記載することを要請。

加えて、受給要件や罰則規定について文部科学省作成のリーフレットを改善（措置済み）。

II-2. 就学支援金事務の適正化に向けた対策

2. 都道府県におけるチェックの強化

各都道府県に対して、

- ① 支給対象校における就学支援金事務の状況について定期的に実地検査を行うこと、
- ② ウェブサイト等での説明状況の確認を定期的に行うこと、

を要請し、就学支援金事務におけるチェックの強化を図る。

3. 就学支援金制度の厳格な運用

緊急点検で明らかになった不適切な事務処理を踏まえ、文部科学省の事務処理要領を改正。その中で、

- ① 受給資格認定の際、学校運営が著しく不適切に行われているなどにより、高校等における在学に疑義が生じている場合には、当該学校に通う生徒の認定を留保し、確認すること(株立の場合、特区法12条の認定地方公共団体に対し確認)、
- ② 認定後に不正等が発覚した場合、不正利得の徴収等を行うこと、

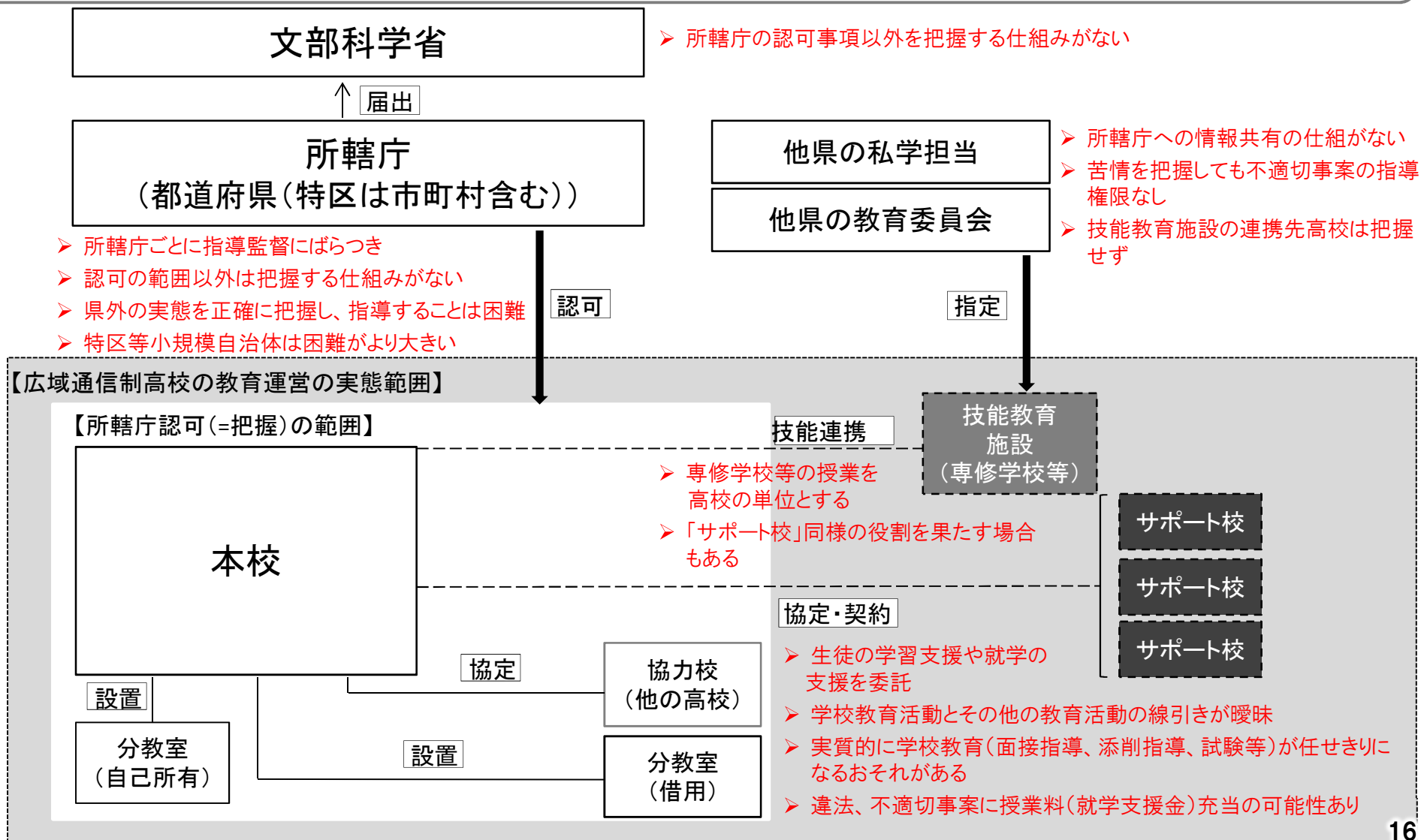
についても明記し、各都道府県に対し厳格な運用と、各学校に対する周知を求める。

第Ⅲ部

広域通信制高校における質の確保・向上方策

III-1. ウィッツ青山高校の問題等から見える広域通信制高校への指導監督等に関する課題

- 面接指導等について、一部の学校で法令違反、不適切な実態があるが、所轄庁ごとに指導監督にばらつきがある
- 各学校の教育情報が公表される仕組みがない
- 「サポート校」で行う学習指導等を、県域を越え所轄庁が把握することが困難。「サポート校」に実質的な学校教育が委託される場合を指導できないことがある
- 特に、特区で行う場合は、学校設置会社が学校教育に習熟しておらず、所轄庁も指導監督体制が未熟な場合がある



Ⅲ－2. 広域通信制高校の『管理運営』に関する課題(続き)

- サポート校は、不登校・中途退学経験者等、多様な背景を持つ生徒へのきめ細かな対応や日常的な学習支援といった役割を担っている側面もあるが、
- ① 高校が行うべき添削指導、面接指導、試験等と、サポート校が行う教育活動が明確に区別されず、学校教育を外部委託するような不適切な運営になっていないか
 - ② 本来的に高校が果たすべき学校教育の重要な役割である生徒指導や教育相談、進路指導等の生徒支援についても、サポート校がどのような形で関与しているのか
 - ③ 特に全国各地に多数のサポート校を置くような場合、高校とサポート校の意思疎通、教育指導の系統性・統一性、効果的な意思決定等の面で課題は生じていないか
- などの観点から、今後、サポート校の実態把握を進めて課題等を洗い出すとともに、本来あるべき方向性等について整理する必要がある。
- なお、構造改革特区における株式会社立の高校の中には、本来、特区内で行われるべき添削指導、面接指導、試験等の学校教育活動が特区外で行われている場合がある。

[参考] ウィッツ青山高校で確認された課題

- 同校では、本校で通信教育を実施する体制がなく、実態は全国46カ所(平成27年12月時点)に設置されるサポート校であるLETSキャンパスにおいて、ほぼ全ての教育活動が行われ、本校はその報告を受けるのみで、生徒の学習状況も正確には把握していなかった。
- 面接指導の一部を除いて、学校教育活動が特区外で行われていた。
- 生徒は、LETSを高校と認識し、外部の者は全日制部分を高校と認識していたため、本校における通信制課程にほぼ実態がなかったことが外からは見えにくくなっていったものと考えられる。

III-3. 広域通信制高校の『教育指導』に関する課題

- 添削指導について、大半が記述式か多肢選択式との混合式であるが、一部の学校では多肢選択式を中心とした添削指導を行っていた。(H25年調査)
- また、添削指導について、解説を付したり対面指導を行わず、採点又は正解の記載のみで行っている学校は約4割。(H25年調査)
- 面接指導の時間数を免除するにあたっては、多様なメディアを利用して行う学習の成果が満足できるものであると学校が確認する必要があるが、一部の学校では、その判断を行うための視聴確認や成果の確認が不十分であった。
- 特に、株式会社立の高校については、構造改革特区外にあるサポート校で添削指導や面接指導を実施している学校があった。

[参考] ウィッツ青山高校で確認された課題

- 同校では、年間指導計画等が作成されておらず、特に面接指導について、高校学習指導要領が示す各教科・科目の目標・内容等に照らして著しく不適切な指導事例が明らかになっているが、これらはLETSキャンパスごとに実施されており、本校では面接指導の具体的な内容が正確に把握できていなかった。

III-4. 広域通信制高校や設置者に対する所轄庁からの『指導監督』に関する課題

- 所轄庁ごとに、広域通信制高校の設置認可に関する基準や指導監督体制、指導内容等に関して、相当なばらつきがあり、例えば、
 - 認可基準において、面接指導及び試験は、本校、協力校又は本校の基準を満たす自己所有施設である面接指導実施施設で行うものに限る旨を定める所轄庁や、
 - 認可基準とは別に、通信制高校の適正な教育条件を確保するための指導指針を設け、民間教育施設において高校の面接指導を実施するなど、民間教育施設が高校であるかのような誤解を招く連携を行ってはならないことなどを定める所轄庁がある一方で、
 - 独自の認可基準を設けず、高等学校設置基準及び高等学校通信教育規程といった大綱的な基準のみで審査を行う所轄庁があった

ことなどを踏まえ、所轄庁による対応の違いが、広域通信制高校の管理運営や教育指導の状況にどのような影響を及ぼしているのかについて、今後、実態把握を進めて課題等を洗い出すとともに、本来あるべき方向性等について整理する必要がある

- サポート校の教育活動の把握について、域外の施設の実地調査も実施している所轄庁もあるが、事務負担が大きいことや学則記載事項ではないことなどから、把握が困難であるとする所轄庁も少なくない。

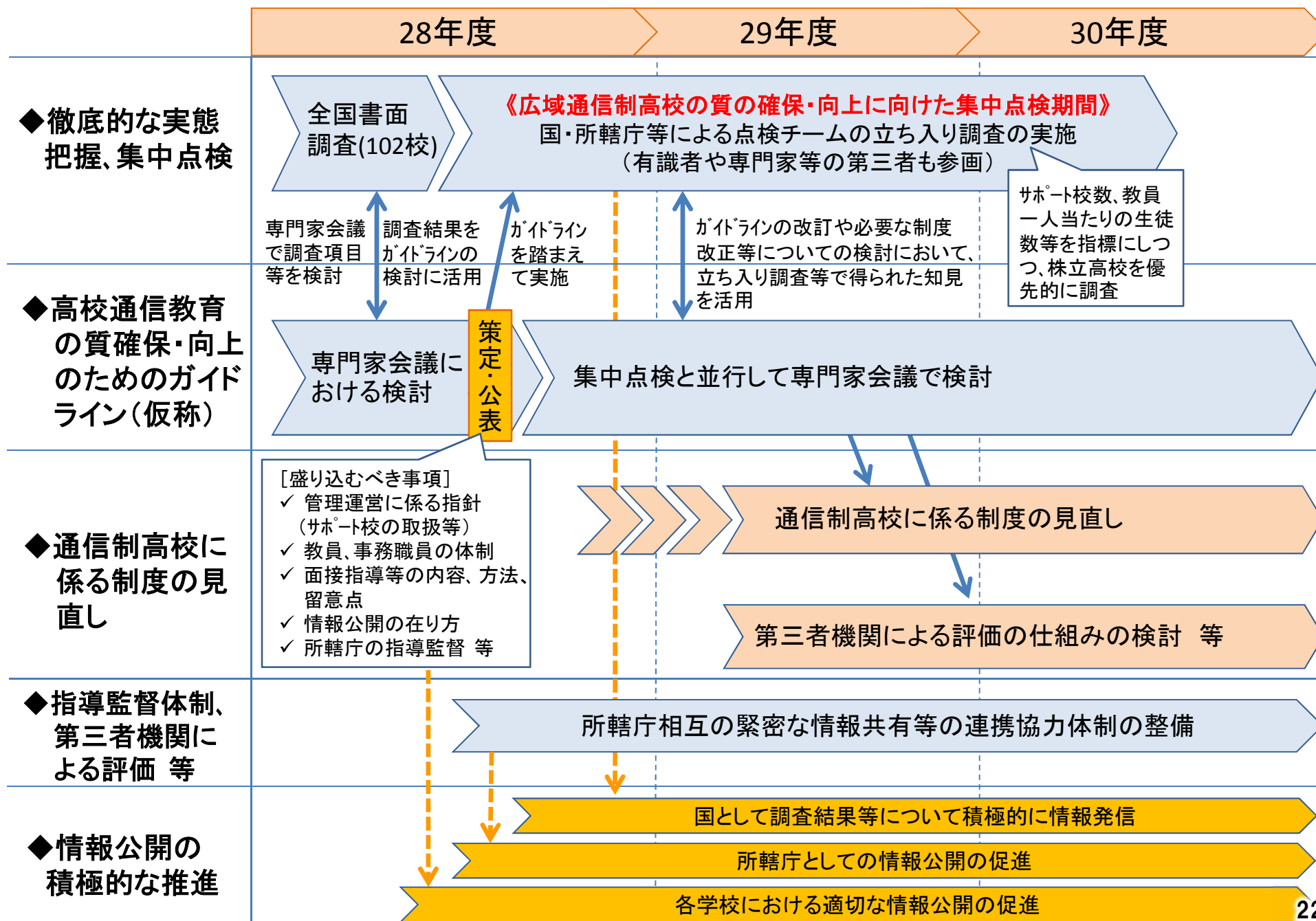
Ⅲ－４．広域通信制高校や設置者に対する所轄庁からの『指導監督』に関する課題(続き)

- 特に構造改革特区については、認定地方公共団体が小規模で、事務体制は1～3名程度(兼務)、高校教育に関する知見・経験を有する者を置いていないケースも多く、全国的にサポート校を置いて広く生徒を集める広域通信制高校を指導監督するには脆弱な組織体制となっている場合がある。
- 所轄庁ごとに、学校情報をHPに掲載している場合もあるが、各学校の運営状況等について一覧性のある形でわかりやすく公表される仕組みがない。

[参考] ウィッツ青山高校で確認された課題

- 同校の所轄庁である伊賀市のこれまでの指導監督体制は、専任スタッフが置かれていないなど極めて脆弱であり、十分な指導監督を行うことができなかった。伊賀市意育教育特区学校審議会の答申においても、「実態を一定把握しつつ、口頭での指導に終始するなど適切かつ必要な指導監督を欠いていた」と指摘されている。

III-5. 広域通信制高校の質の確保・向上に向けた今後の取組の全体像



【対策①】 広域通信制高校の質確保・向上のためのガイドラインの策定

- 全通研等の参画も得て、高校通信教育に関する専門家会議を設置し、**本年夏頃を目途に、「高校通信教育の質確保・向上のためのガイドライン」(仮称)を策定**する。
 - 専門家会議では、対策②(次頁)で行う**広域通信制高校の全国実態調査**の結果等の分析も踏まえて、ガイドラインの内容を検討するものとする。
 - ガイドラインで示す内容としては、
 - ・ 学校の管理運営(サポート校の取扱等も含む)
 - ・ 教員、事務職員の体制
 - ・ 教育指導の在り方(面接指導等の内容や留意点等)
 - ・ 各学校における情報公開の在り方
 - ・ 所轄庁における指導監督
- 等について、**高校通信教育の質確保・向上のために重要と考えられる事項を盛り込むこととし、所轄庁が指導監督を行う際のチェックリストとして用いたり、各学校や設置者が学校の改善や自己点検を行う際の指針として用いたりできる内容とする。**
- また、ガイドラインは、対策②(次頁)で行う**文部科学省が所轄庁と連携して行う点検調査**で得られた知見等を活かして、順次改訂を行っていくものとする。

【対策②】 広域通信制高校に関する徹底的な実態把握・点検調査の実施

- ガイドライン策定後2年間を目処に「**広域通信制高校の質確保・向上に向けた集中点検期間**」と位置づけ、所轄庁が文部科学省の全面的な協力を得つつ、全通研関係者や専門家の参画も得て、徹底した実態把握、点検調査を実施する。具体的には、
 - ① **全ての広域通信制高校を対象に、学校の管理運営や指導体制、教育内容等について書面による全国実態調査を実施する。**(※専門家会議で調査項目等を検討)
 - ② **文部科学省、所轄庁、全通研関係者や専門家等による点検調査チームを構築し、広域通信制高校の立ち入り調査を実施する。**また、本校のみならず、サポート校等への立ち入り調査も行うこととする。
 - ③ 文部科学省初等中等教育局に**広域通信制高校の集中点検に関するチーム**を設けて、上記点検調査を行うための体制強化を図る。

- 集中点検期間中における**調査対象校の選定**に関し、例えば下記の指標を用いることも含め、専門家会議で検討する。
 - ・ 本校以外の関連する施設を置いている数(特にサポート校数)
 - ・ 履修登録のない生徒の割合
 - ・ 収容定員、教員一人当たりの生徒数 など

- 調査対象校において学校運営や教育指導上の課題がある場合は、適宜所轄庁を通じて指導助言を行うとともに、**書面調査を含め、点検結果は国民に分かりやすい形で公表する。**

- また、ここで得られた知見・経験を活かし、専門家会合等において、**ガイドラインの改訂や広域通信制高校に係る制度の見直しに関する検討を進める。**

【対策③】全国的に展開する広域通信制高校への指導監督・評価の仕組みの検討

- サポート校等を広域に展開する広域通信制高校について、その所轄庁が、それぞれ個別に実態把握や効果的な指導監督を行うことは困難であることを踏まえ、**他地域の高校教育を担当する部局と相互に情報共有等を行う連携協力体制の構築について検討する。**
- また、広域通信制高校は、その設置認可を受けた所轄庁の権限が及ばない他の地域で、生徒募集等の活動を行うという特性を踏まえ、**他地域の高校教育を担当する部局との事前の相談・調整等の仕組みの構築について検討する。**
- あわせて集中点検期間後、その点検実施状況等を分析した上で、サポート校の活動までも視野に入れた**第三者による継続的な評価の仕組み等について検討を進めることとする。**

【対策④】情報公開の積極的な推進

- 文部科学省においては、全国実態調査や立ち入り調査の結果等について、**国民にわかりやすい形で積極的に情報発信を行うこととする。**
- 所轄庁においても、**対策③の情報共有等を行う連携協力体制の下で、**所轄する広域通信制高校について、例えば、域外の地方公共団体から提供されたサポート校等に関する情報も合わせてHP等に掲載するなど、生徒・保護者に対して**より有益な情報提供を行うよう促す。**
- 広域通信制高校に対しても、**対策①のガイドラインを踏まえ、**生徒・保護者に対して、学校の管理運営や教育指導の状況が分かりやすく伝わり、誤解を与えるようなことがないよう、**適切な情報提供を促す。**

III-6. 構造改革特別区域制度の適正な実施に向けた検討の必要性

- これまで、構造改革特区制度における学校設置会社による学校設置事業については、特区外での面接指導等の実施や不適切な学校教育活動の事例等が見られたことを受けて、平成24年、構造改革特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)における「是正」の決定が行われ、文部科学省から通知を発出し、所轄庁に対して改善の指導を促してきたところである。
- しかしながら、平成24年通知で指摘している事項についても、**必ずしも所轄庁による指導が徹底していないことは、ウィッツ青山高校問題からも明らかになったところである。**
- このような問題の背景には、既に述べたとおり、所轄庁である**認定地方公共団体が小規模で、指導監督体制が脆弱**である一方で、**株式会社立の高校は全国的にサポート校を設置しているケースも多く、実態把握が困難**になっていることが挙げられる。
- 地域特性を生かした教育の実施や地域産業を担う人材の育成による地域活性化という**構造改革特区の目的を効果的に実現する観点から、学校設置会社による学校設置事業の適正な運用に向けて、認定地方公共団体における適切な指導監督体制の在り方等についても、今後検討していく必要がある**ものと考えられる。